

No.	質問内容	回答
1	プレゼンテーションについて、実施要領6ページ6(2)④に「提出した企画提案書等以外の資料を使用した場合は、失格とする」と記載ありますが、企画提案書内容を補足する意図での、デモの実施や動画の使用も不可となるのでしょうか。	企画提案に関する参加者の公平性を保ため、提出していただいた企画提案書の内容と異なる説明を行ったり、企画提案書に記載されていない提案に関する資料をプレゼンテーションの場で配布するような行為を防ぐ目的で、「提出した企画提案書等以外の資料を使用した場合は、失格とする。」としております。事前に提出していただいた企画提案書の内容に沿ったものであるならば、デモの実施や動画の使用を制限するものではありません。
2	Web通知システムについて、仕様書3ページ2(3)⑦に「使用水量及び水道料金を過去2年間に遡って照会できること」と記載ありますが、こちらは「サービス加入後に蓄積されていく使用水量及び水道料金のデータを、最低過去2年は遡って照会できる(加入前のデータは含まない)」という認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通り、水道スマートメーターを導入し運用開始後のデータについてであり、水道スマートメーター導入以前のデータは含みません。
3	仕様書1ページ1(1)②自動検針システム構築期間 令和9年1月末日までの通信料金も本業務に含まれるとの記載が ございますが当該期間の対象件数をご指定頂くことは可能でしょうか。(各社、共通の件数で見積算出する必要があるので。)	スマートメーター設置作業時のテスト通信を想定したもので、2,900台で算出願います。
4	仕様書4ページ4(3)補償 予備として保管する端末も含めて2900台との認識で宜しいでしょうか?	お見込みの通りです。
5	実施要領9ページ6(5)エ、導入事業年度に発生するランニングコスト 令和9年2月、3月は全件(2900台/月)ランニング費用が発生する という認識で宜しいでしょうか。また、Web通知システムの導入 年度の想定加入者をご指定頂けますでしょうか。(Web通知システムの ランニング算出のため)	実施要領9ページ「エ、導入事業年度に発生するランニングコスト」の算出条件に記載した通り、実施要領10ページ「②ランニングコスト」に示した算出条件を参照して算出をお願いいたしますので、稼働している無線端末については、実施要領10ページ「ア、無線通信端末」の算出条件から、1か月2,900台で算出いただき、Web通知システムについては、実施要領11ページ「ウ、Web通知システム」の算出条件から、加入者数に応じた費用体系の場合は1か月580件で算出願います。
6	実施要領11ページウ、Web通知システム 「1か月580件(全体の20%)が加入していると仮定する」との記載が ございますが、580件×8年間(96ヶ月)のランニングコストを算出する という認識で宜しいでしょうか。若しくは2か月目以降も、580件/月 契約件数が増え、5か月目で全件加入を想定でしょうか。	加入者数に応じた費用体系の場合、1か月の加入者は580件という算出条件なので、580件×8年間(96か月)で算出願います。Web通知システム加入者は常に1か月580件だとお考え下さい。

No.	質問内容	回答
1	実施要領8ページ(5)①イニシャルコストNO4「無線通信端末設置工事費用」について、2,900台分の合計費用と記載が ございますが、見積段階では集合検針盤等の特殊箇所は加味せず、 お見積りを提出する形で良いでしょうか? 上記で良い場合でも、今後のために特殊箇所(集合検針盤)の棟数 および戸数をご教示いただく事は可能でしょうか?	お見込みの通り、特殊箇所については加味せずに2,900台を通常通りに設置したとして算出願います。 なお特殊箇所について、現在町が把握しているところでは、集合検針盤が設置されているアパート1棟8戸が存在しています。
2	実施要領4ページ(2)参加表明および参加資格の確認について、 当社は関連会社とコンソーシアムを組成し入札に参加させていただきます たいのですが、その場合の提出書類は、「当社の参加表明書」「当社 と構成員それぞれの会社概要」「当社の関連業務実績整理表」「 コンソーシアム組成を証明する当社と関連会社との間のコンソーシアム 協定書の写し」を提出させていただき形が良いでしょうか?	今回のプロポーザルではJVやコンソーシアムでの参加を制限はして おりません。実施要領の4ページ「(2)参加表明書及び参加資格確認」と 「(4)企画提案書類の提出」で提出を求める各様式については、構成 企業の責任者となられる代表企業のものを作成していただければ問題 ありませんが、構成員となられる企業について記載いただいても問題 ありません。 協定書の写しについて、実際に契約を締結する際に提出していただ ければ問題はないと考えておりますが、参加表明の際に添付資料として 提出していただいてもよろしいです。